

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、塗料の製造業務等に従事していた。
- 2 被災者は、平成〇年〇月〇日、自宅において縊死しているところを家族に発見され、C病院において死亡が確認された。死亡診断書には、死亡したとき：「平成〇年〇月〇日〇時〇分頃」、直接死因：「縊死」、死因の種類：「自殺」と記載されている。請求人は、被災者が、入社以来の長時間勤務に加え、塗料製造用の大きなタンクの中でシンナーを拭き取る作業に従事していたため、シンナー中毒になり、そのために会社を解雇され、うつ病になり自死したものであるとしている。
- 3 本件は、請求人が遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

被災者の精神障害の発病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 被災者が発病した精神障害についてみると、複数の会社関係者が、被災者は、保護具未装着のまま塗料製造用タンクの洗浄作業を行うため、有機溶剤の影響で酩酊状態となっけてしまい、同タンク内から救出されることが度々あったと述べている。しかしながら、シンナー等有機溶剤の中毒症状を呈していたと確認し得る医学証拠ないしは状況証拠は見当たらず、被災者が業務における有機溶剤へのばく露によって精神障害を発病していたとは確認できない。また、複数の会社関係者が、被災者は、少なくとも会社においてアルコールチェッカーが導入されるまでの期間について、勤務時間中に飲酒をしていたと述べており、被災者がアルコールに依存する状態であった可能性はある。以上のことから、当審査会としては、被災者が真に精神障害を発病していたかについては確証を得られないものの、被災者が平成〇年〇月頃から就業時間中に飲酒をするようになってから自死に至るまでの行動は異様であり、同人が精神障害を発病していた可能性を完全に否定することはできないものと考えことから、当審査会としては、具体的な病名を特定することなく、被災者が何らかの精神障害（以下「本件疾病」という。）を発病していたものと仮定した上で、被災者の業務による負荷について検討することとする。

なお、その際の発病時期については、医学的意見並びに被災者の家族及び会社関係者の申述からみて、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会の意見書のとおり平成〇年〇月頃であったと推認することとする。

- (2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月2

6日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)の業務において、心理的負荷のあった出来事についてみると、次のとおりである。

ア 評価期間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ そこで、評価期間における特別な出来事以外の出来事についてみると、以下のとおりである。

(ア) 請求人は、被災者の業務による心理的負荷をもたらす出来事として、長時間労働、懲戒解雇及び有機溶剤へのばく露を主張している。

(イ) 長時間労働については、被災者のタイムカードによると、被災者は、午前〇時台ないし午前〇時台に出勤し、午後〇時頃に退勤していた事実が認められ、長時間にわたって会社に滞在していたものと認められる。もっとも、複数の会社関係者が、騒音により近隣に迷惑をかけないため、会社の機械は午前〇時ないし午前〇時〇分以降に動かすようにしていたと述べており、また、Dは、自分はいつも午前〇時前に出勤していたが、そのとき被災者は工場をウロウロしていたと述べていることなどから被災者が通常の作業を早朝より行っていたとは判断し得ず、また、被災者に早朝ないし夕刻に行うべき特別な任務があったとも認められないものであり、こうした時間帯に業務に従事していたとは判断できない。この点、複数の会社関係者が被災者には帰宅したくない事情があったことを推認させる趣旨の申述をしていることから、休憩時間を除く出勤時刻から退勤時刻までの全ての時間について、被災者が労働に従事していたとは判断できない。もっとも、被災者には一定の役職を与えられ、当該任務をこなしていた事実もあり、その評価期間内の時間外労働時間については、80時間程度となる月もあったものと判断できることから、その心理的負荷の強度は「中」程度になると判断する。

(ウ) 懲戒解雇については、発病後の出来事であり、評価の対象とはならない。

この点、仮に同出来事を認定基準に当てはめてみるとしても、被災者が勤務時間中に頻繁に飲酒していたことや、会社の安全規則に反して、あえて保護具未装着のまま塗料製造用のタンク内で有機溶剤を用いた洗浄作業を行っていたことなどからみて、会社が被災者に対して厳しい措置を採るに至ったことについては、これを批判することは困難であるといわざるを得ず、当該解雇の手續についても、妥当性を欠くとはいえないものであり、その心理的負荷の強度は「弱」とであると判断することが相当である。

(エ) 請求人は、被災者は会社容認のもと約〇年前から保護具未装着のまま作業を行い、精神障害を発病したと主張する。しかしながら、上記のとおり、被災者が業務における有機溶剤の吸引により精神障害を発病していたか否かは不明であり、請求人の主張は認められない。なお、請求人の主張の趣旨が、会社の安全配慮に係る懈怠が、被災者に危険をもたらしたという点にあるとしても、上記のとおり、被災者は保護具装着を指示されるもこれを繰り返し無視するという行動を取っており、仮に同作業が被災者の心身に悪影響をもたらした可能性があるとしても、自招行為であったと判断せざるを得ない上、仮に安全配慮に係る懈怠が認められたとしても、そのことをもって、業務起因性が認められるものではないことから、結論を左右しないものである。

(オ) 以上を総合すると、本件疾病に関して請求人が主張する業務による心理的負荷をもたらす出来事は、「中」の出来事が1つであるから、その心理的負荷の全体評価は「中」と判断することが妥当であり、被災者の本件疾病の発病及び死亡は業務上の事由によるものとは認められない。

(4) なお、請求人から提出のあった意見陳述書を含む一件記録を改めて精査したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。